

内部事務のセンター化の実施について

内部事務のセンター化の概要

東京国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、「税務署事務処理センター」を設置して複数の税務署（対象署）の内部事務（※）を集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んでおります。

令和3年7月からは、「税務署事務処理センター」を「東京国税局業務センター」（仮称）に改称し、国税局の組織とするなど組織の体制を変更した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」を実施します（実施状況は別紙のとおり）。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

ご留意いただきたい事項

- 「内部事務のセンター化」の対象となっている税務署（対象署）に別紙に記載の開始時期以降に申告書、申請書等を提出される場合は、次のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
- 書面の申告書・申請書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問い合わせをさせていただくことがございます。なお、センターから送付する文書によっては、行政指導の責任者が国税局長となる場合がございます。
- センターでは電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署にお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 令和3年7月からは、酒税関係事務についても「内部事務のセンター化」を実施します。また、令和3年5月から、甲府事務処理センターにおいて、酒税関係事務の試行を開始することとしております。

東京国税局業務センター（仮称）の設置場所及び対象署等

名称（仮称）	開始時期	センター設置場所	対象署
東京国税局業務センター	平成29年10月	〒110-8655 東京都台東区池之端 1丁目2番22号 上野合同庁舎	小石川・本郷・東京上野・ 浅草・本所・向島
東京国税局業務センター 渋谷分室	平成30年7月	〒150-8060 東京都渋谷区宇田川町 1番10号 渋谷地方合同庁舎	渋谷
東京国税局業務センター 甲府分室	令和元年10月	〒400-8541 山梨県甲府市丸の内 1丁目1番18号 甲府合同庁舎	甲府・山梨・大月・鯉沢
東京国税局業務センター 芝分室	令和3年7月	〒108-8412 東京都港区芝 5丁目8番1号	芝
東京国税局業務センター 武蔵府中分室 ^(※1)	令和3年7月	〒183-8510 東京都府中市本町 4丁目2番地	武蔵府中・日野
東京国税局業務センター 横浜南分室	令和3年10月	〒236-8550 ^(※4) 神奈川県横浜市金沢区 並木3丁目2番9号	横浜中・横浜南
東京国税局業務センター 千葉西分室 ^(※2)	令和3年12月 ^(※3)	〒262-8502 ^(※4) 千葉県千葉市花見川区 武石町1丁目520番地	千葉東・千葉西
東京国税局業務センター 浅草分室	平成30年7月	浅草署内	全署（法人課税事務）
東京国税局業務センター 荻窪分室	令和元年10月	荻窪署内	全署（資産課税事務）

※1 「対象署」欄記載の対象署以外に全署（個人課税事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

※2 「対象署」欄記載の対象署以外に全署（資料情報事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

※3 全署（資料情報事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターについては、令和3年7月から東京国税局業務センター千葉西分室として業務を実施します。

※4 郵便番号について、現在、個別郵便番号の取得請求を行っております。

※5 網掛は、行政指導事務等の集約処理のみを担当するセンターを示す。

※6 下線は、令和3年7月以降に新たに追加するセンター及び対象署を示す。